

[研究論文]

## 少年非行と社会復帰

多田 庶弘<sup>1</sup>

1 神奈川工科大学非常勤講師

## Juvenile delinquency and social rehabilitation

chikahiro TADA<sup>1</sup>

## Abstract

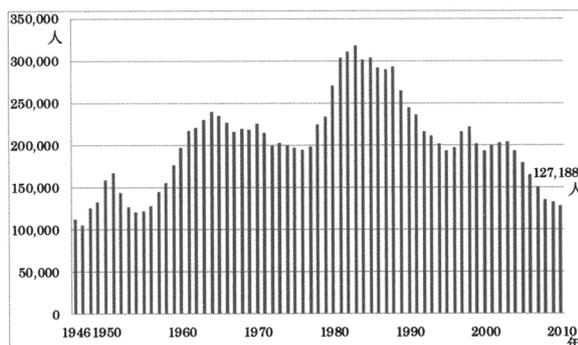
In 2004, the public was stunned by the news that an 11-year-old primary school student killed a classmate with a knife in Nagasaki. The decline in the ages of juvenile law offenders is often reported, recently. But, according to the white paper on crime, the rate per population of juveniles delinquency decrease from 2008. However, juvenile law was revised and changed the age limit on juvenile delinquency who may be sent to reformatory school. However the matter has not been settled revised juvenile law. I think that there are many problems urgently requiring improvement concerning juvenile problems. So, this study considers that juvenile delinquency and social rehabilitation.

Keywords: juvenile delinquency, reformatory school, social rehabilitation

## 1. はじめに

少年法はここ十年で数度の改正が行われ、検察官への送致（いわゆる逆送）年齢の引き下げや14歳未満の少年の少年院送致などができるようになった。そこには、少年（低年齢の少年）が衝動的な事件に関与した<sup>[1]</sup>ことにより、少年犯罪の低年齢化が危惧され、またそれらの事件の社会的動揺が治安の悪化という市民の不安の高まりと結びつき、少年といえども犯罪を行ったならば、少年法により保護されるのではなく、成人と同様に処罰されるべきではないのかという、少年に対する厳罰への対応が叫ばれる状況が生み出されている。

図1 少年刑法犯検挙人員



出所：2011年版『犯罪白書』204頁

しかし、少年犯罪について考えるならば、少年の刑法犯の検挙人員（触法少年の補導人員を含む）は、ここ数年減少し続けており、2010年は127万188人である。これは10年前が約193万人であったことからすると、その6割ほどである（図1参照）。

さらに、この数値を罪名から見ると、2010年の殺人での検挙人員が47人（少年の検挙人員の構成比では0.0%）<sup>[2]</sup>となっている点は、終戦直後には少年の殺人罪での検挙人員が200人以上であり、1950年代から60年代には300人～400人台で検挙人員が推移している点から見ると、少年犯罪が凶悪化して、治安の悪化を招いているのかということについては疑問が生じる。

しかし、仮に少年犯罪が凶悪化しているとしても、可塑性のある少年を厳罰に処し、長期間矯正施設等に収容しさえすれば、少年犯罪の凶悪化が改善され、「安心で安全な社会」が構築されるのであろうか。

そこには、少年を長期間矯正施設等へ収容するのではなく、少年であるが故に教育的な配慮を含めた措置を取ることが少年自身、またその少年が戻る社会にとっても必要といえるのではないだろうか。

そこで、本稿では、少年が社会に戻るための処遇や教育について論じていく。

## 2. 少年院における矯正教育とその問題点

少年法は福祉的機能や教育的機能を有しており、成人と異なり、行った罪に比例して処分がなされるわけではない。

2010年の場合で見ると、少年が家庭裁判所で処理された終局人員は14万4,985人<sup>[3]</sup>であるが、その多くは不処分、審判不開始、保護観察処分等となり少年院等の矯正施設には入所せず、社会の中にいながら社会復帰を目指すことになる。

つまり、矯正施設に入所する少年は、社会の中で更生を行うことが何らかの理由で困難であったり、更生施設での教育等が必要と考えられた者といえるのである。それゆえ、矯正施設での矯正教育が少年にとって適正に行なわれず、更生できないということになれば、社会に戻った後で、再び犯罪を行うことにもなりかねない。

そこで、まず少年の矯正教育について考えていく。なお、矯正施設には刑務所も含まれるが、2010年の少年の刑務所入所者は29人に対し、少年院へ入院となった者は3,619人であり<sup>[4]</sup>、少年犯罪で矯正施設への入所は、ほとんどが少年院である<sup>[5]</sup>。そこで少年の矯正教育について考える場合には、少年院での問題を考えることが必要といえるため、少年院での取り組みを中心に考える。

少年院とは、「家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法の規定により少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を授ける施設」（少年院法1条）である。すなわち、少年を健全な社会人へと育成し、性格の矯正と環境の調整を行う場所であり、そこで非行少年であった者が立ち直り、社会に復帰していくことになる。だが、実際には、少年院出院後に更生できずにいる者が「少なからず存在する」<sup>[6]</sup>ことが『犯罪白書』でも示されている。

そこで、その状況について数値を踏まえて考えてみたい。表1が少年院出院後に少年院に再び戻った者、表2が刑務所（刑事施設）に入所した者である。少年院出院後、5年以内に再び少年院に戻ったのは14%～17%であり、この点、成人の場合には5年以内の刑務所への再入所率が4割ほどあることを考えれば、少年の場合には再入院率は、決して高い数値とはいえない。

しかし、非行少年の場合、少年の将来のことを考慮して処分が下され、少年院では個別の処遇計画が作成され、それに基づき矯正教育が実施されることを考えるならば、成人よりも再入院率や入所率が低いことをもってよしとすることはできない。できないどころが、限りなく0%に近くなって当然といえるのであり、「少なからず」であったとしても、更生できない者がいるのであれば問題点があり、その問題点は改善されなければならない。

そこで、実際の少年院での矯正教育の取り組みを見ると、まず、少年院は①初等、②中等、③特別、④医療に区分される。医療少年院は心身に著しい故障がある場合に収容されるのであり、その他は年齢や犯罪傾向が進んでいるかなどにより区分される。

表1 少年院出院者の再入院状況

出院年	出院人員	再入院率	
		累積	5年以内
2001年	5,981人	17.4%	17.4%
2002年	6,043人	16.2%	16.2%
2003年	5,789人	16.4%	16.4%
2004年	5,626人	16.0%	16.0%
2005年	5,023人	15.4%	15.4%
2006年	4,799人	14.5%	14.5%
2007年	4,405人	15.3%	・・・
2008年	4,033人	14.2%	・・・
2009年	3,892人	11.8%	・・・
2010年	3,912人	3.8%	・・・

2011年版『犯罪白書』247頁7-2-5-4表をもとに作成  
※「再入院」は、新たな少年院送致の決定による入院をいう。

表2 少年院出院者の最終出院後の刑事施設入所状況

最終 出院年	最終出 院人員	刑事施設入所率	
		累積	5年以内
2001年	4,942人	16.6%	9.0%
2002年	5,063人	15.8%	9.6%
2003年	4,839人	15.0%	9.4%
2004年	4,727人	12.8%	9.2%
2005年	4,247人	10.8%	8.7%
2006年	4,101人	9.2%	9.2%
2007年	3,733人	6.4%	・・・
2008年	3,460人	3.1%	・・・
2009年	3,432人	1.2%	・・・
2010年	3,764人	0.1%	・・・

2011年版『犯罪白書』247頁7-2-5-4表をもとに作成  
※「刑事施設入所」は、初入受刑者としての入所に限る。  
※「最終出院」は、入院が複数回の場合には、最終の出院である。

少年院では

- a. 生活指導
- b. 職業補導
- c. 教科教育

等が行われ、社会に戻るための取り組みがなされている。

まず、生活指導については、①非行にかかわる意識、態度及び行動面の問題、②資質、情緒等の問題、③情操のかん養、④基本的な生活習慣、遵法的・自律的な生活態度及び対人関係、⑤保護環境（家族関係、交友関係等）上の問題、⑥進路選択、生活設計及び社会復帰への心構えについて、面接指導、作文指導、日記指導、ロールレタリング（役割交換書簡法）等の方法を用いて教育が行われ、さらにそこには被害者の視点を取り入れた教育も含んでいる<sup>[7]</sup>。

この生活指導については、そもそも少年院に送致される少年の多くは、社会の中で年齢相応の生活が難しく、家庭、

学校、職場など社会において適当な居場所を見つけられない状態にすることが多い。そのような少年が自分の生き方を変えることは、言うは易く、行うは難しでなかなか難しいものがある<sup>[8]</sup>。そのため、実際に指導を行う中で、①～⑥等を実施すれば少年が即座に変わるとはいかないといえるであろう。

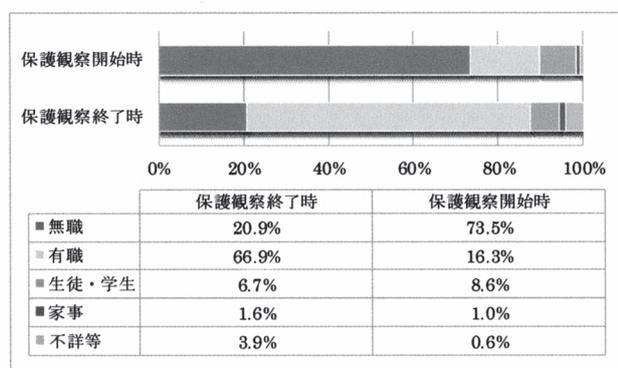
また、この生活指導は、少年院在院時には法務教官等少年に指導を行う者がいるのであるが、出院後はそのような指導者はいない。そのため、少年院出院後の社会生活において、以前の非行時の生活習慣に戻ってしまうのであれば、少年院での生活指導がいかされないことになる。もし、少年院出院後に少年院での生活指導がいかされないのであれば、改善は少年院在院時の一時的なものとなり、それでは少年の社会復帰や自律がなされないことになる。

また、少年院入院以前と比べて生活習慣は改善されたとしても、出院後に自分の居場所を探途中で、以前の仲間との関わりを再びもち、また非行や犯罪に向かうこともあるかもしれない。

そのようなことを防ぐためには、出院後の社会における少年自身の居場所や役割があるということ、あるいはそのような役割のなかで少年院における指導がいきてくることが必要といえるのではないだろうか。

その意味で必要なのは職業補導である。職業補導は「勤労を重んずる態度を培うとともに、個性に応じて職業を選択する能力を助成するように努めなければならない」(少年院処遇規則 16 条)とされるもので、少年個々人の希望を考えながら一人一人の適正に合わせて補導を行っているものである。実際に行われているものとしては土木建築、溶接、木工等でそれを学びながら一定の資格を取得する者も多い。2010 年に出院した者のうち、在院中に職業補導種目に関連して資格・免許を取得した者は 47.7%<sup>[9]</sup>いることから考えると、少年たちが職業に対する意識を強くもち、出院後のことを考えている者も多いといえよう。

図 2 2010 年少年院仮退院者の保護観時の就労等の状況



2010 年『保護統計年報』88・122-129 頁より作成

しかし、実際には少年院を出院すれば社会復帰できたとはいえない。図 2 は 2010 年の少年院仮退院者の保護観察時における就労等の進路の状況である。これを見ると仮退

院時(保護観察開始時)に学生等を含んだ一定の進路が決まっているのは 3 割に満たず、他の者はその段階では決まっていない。仮退院で少年院を出るということは、本来よりも早めの出院であり、どのように今後進んでいくのかを迷っている状態かもしれない。そのため保護観察中に、保護観察官や保護司、保護者等と相談をしながら進路を決めていく者も多いであろう。

実際、保護観察終了時に無職の者を見ると 2 割程度である。とすれば、少年(仮退院者)の社会復帰がうまくいっているようにも取れる。

しかし、少年院は矯正教育を受ける施設であり、その矯正教育が逸脱者を再び社会に戻すということを意味する点では、少年院(仮)退院時に 7 割の者が無職であるということは適切ではない。

その 7 割の多くは社会に戻ったとしても、居場所がない、あるいは行き場がないことにもなる。そのような状況は、少年院での社会復帰に向けての取り組みがうまく機能していないといえるのではないだろうか。

この点で不就業の状態は、「収入が得られないわけですから、経済的に不安定になることはもちろん、生活も不規則になりがちです。また、職場の上司・同僚などとのつながりが無いわけですから、周囲からの社会的コントロールもありませんし、自己の行動をコントロールする必要もない<sup>[10]</sup>状況に置かれることになると、2007 年にさいたま保護観察所長であった久保貴は述べている。それでは、経済的にも精神的にも不安定な状況になってしまい、社会復帰に弊害となる。

これらのことから考えるならば、少年院を出る際には、就労等の一定の方向性が決まっていることが必要といえる。ということは、仮退院で出院する時に 7 割の者が無職状態である現状の少年院における取り組みには、社会復帰に向けて改善しなければならない点がある。

#### 4. 制度としての少年への就労支援

2011 年版『犯罪白書』が「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」という特集を組み、「少年院出院後の犯罪状況の分析」を行っており、出院後、第 1 刑事処分に係る犯行までの間で、犯罪を行っていない時期の行動について調べている。そこでは、犯罪を行っていない時期の行動として、就労をしていた者が 8 割を越えている<sup>[11]</sup>ことからすると、矯正教育を考える場合に、就労を意識した教育を考えることが求められるといえるのではないだろうか。そこで、少年院における就労への支援を考えてみたい。

2006 年から法務省と厚生労働省が総合的就労支援対策を行っており、そこにはハローワークの職員による支援も含まれている。しかし、少年院出院時に就労しているということになれば、在院中から就職活動を行わなければならない、そうならば、少年が少年院在院中であることを採用担当者等に明らかにしながら応募しなければならない。そのようなことから、在院者の雇用については、雇用側の理解

も必要となり、実際には協力雇用主が大きな役割を果たしている。協力雇用主とは、少年院在院中等の少年の状況に理解を示し、雇用に協力してくれる雇い主のことであり、法務省のホームページによれば8,000以上の協力雇用主がいる。

しかし、ここで考える必要があるのが、少年たちの希望している職種・業種の協力雇用主がどれくらいいるのか、あるいは少年院で行われている職業補導等と関連している協力雇用主がどれほどいるのかという点だ。成人の場合であるが、協力雇用主の割合が一定の業種に偏っている状況<sup>[12]</sup>がある<sup>[13]</sup>。同様な点が少年にとっても考えられるのである。だからといって、協力雇用主の企業だけに就労しなければならないわけではない。しかし、少なくとも少年院在院中の状況で就職活動をする場合には、協力雇用主以外の企業を簡単に見つけることはできないのであり、どうしても協力雇用主が中心となってしまう。

このような協力雇用主が就労の中心とならざるを得ないことについては、他の点でも問題がある。例えば、職業補導を通じ資格や免許を取り、本人がそれをいかして活動していきたいと思っても協力雇用主側にそれをいかしていける部門がない場合である。そうなれば、結局、少年本人の希望とかけ離れた仕事に就くことになる。

もちろん、自分の希望とかけ離れているから仕事ができないことはない。一般社会においては、希望とかけ離れた仕事をされている方は多くいるのであり、希望していない仕事はできないのであれば、少年の甘えであるという見方もあるかもしれない。しかし、面接に行ったが不採用になったために、自分に足りない部分や向かない面があることに気づき、自分自身で別の選択をするのと異なり、始めから選択肢が一定のものに限られているのならば、少年にとって、社会復帰という点からプラスにはならない。

このように考えると、制度として少年への社会復帰を支援する取り組みはなされていることはわかるのだが、その制度が少年自身に対して、確実に機能する役割もっているのかについては疑問が生じる<sup>[14]</sup>。

また、この社会復帰に向けた就労支援は、いわゆる少年院における優等生的な少年だけではなく、すべての少年に対しても確実に適応されているのだろうか。図3は刑事施設（刑務所）入所者で入所度数が2度以上の者の過去の保護処分歴等である。これでわかるのは、特に29歳以下の2度以上の刑事施設入所受刑者では、過去に少年院に入所した者の割合が半分近くにも及ぶ。

ここから考えられることは、彼らは少年院出院後の社会復帰になんらかの理由でつまずいてしまったということである。もしかしたら出院後の社会復帰につまずいたというよりも、出院する以前の少年院において、そのような支援を受ける枠組みから外されていたのかもしれない。

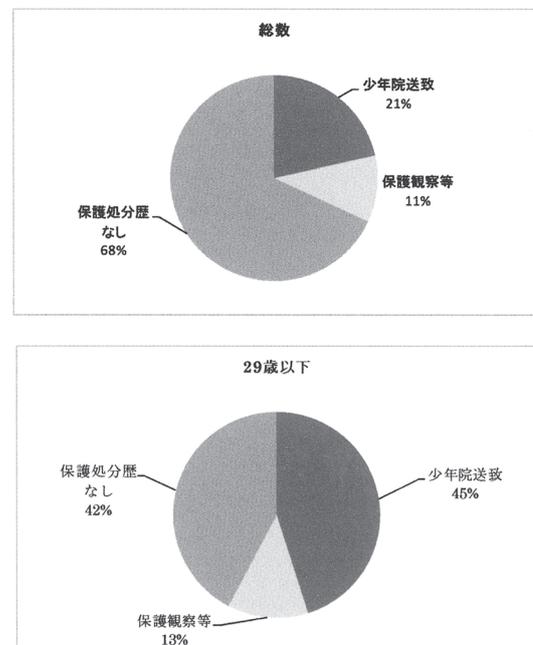
そのため、少年院における多くの少年が、少年院での就労への制度を使って社会復帰への道が開かれ、二度と同じような過ちを行なえない状況を作り出さなければならない。

さらに、少年院等の矯正施設側も私たち市民に対して、少年院等における情報を広く開示する必要があるだろう。例えば、少年刑法犯の検挙人員については、『警察白書』で検挙人員は減少しているとしながらも、いまだに高い水準にあり、社会の注目を集めるような少年の重大事件が続発している<sup>[15]</sup>と述べている。もし、そのような少年刑法犯の検挙人員が高い水準であり、社会の注目を集める重大事件が続発しているならば、検挙という入口のみでなく、社会に再び戻るといふ出口に向かう道筋の中で、すなわち実際に少年院等の矯正施設でどのような教育や支援が行われているのかについて、私たち市民が状況を把握できないならば不安を高めるだけである。

仮に矯正施設において、どのようなことが行われているのかがわかりにくいという疑問を多くの市民が感じてしまうならば、不安と重なり、そのことにより協力雇用主になることに二の足を踏むかもしれない。そうなれば、マイナス部分を引き起こし、社会復帰への支援体制が国の制度のなかでは整っているように見えても、本当の意味で整っているとはいえなくなる。

そのため、施設側の情報開示と少年にとって利用しやすい制度づくりが求められよう。少なくとも情報が開示されずに社会の注目をあつめるような少年の重大事件が続発しているという点のみが強調されるならば、施設帰りは重大犯罪を行った凶悪少年というイメージが先行し、少年の社会復帰を阻むことにもなりかねない。

図3 2009年の刑事施設入所受刑者の保護処分歴  
(入所度数2度以上)



2010年版『犯罪白書』180頁より作成

※ 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

※ 「保護観察等」は、保護観察又は児童自立支援施設・児童養護施設送致を受けたことをいう。

※ 刑事施設入所時の年齢による。

なお、そのような施設帰りは凶悪少年というイメージについては、少年院というよりも、少年司法がどのような状況になっているのかという点についても検討を加えた方がいいと思われるので、少年司法について、以下で若干検討を加えたい。

## 5. 少年司法の状況

少年院の入院対象者については2007年の少年法改正により、少年院送致の下限年齢が14歳以上からおおむね12歳以上に引き下げとなったため、いままでよりも低い年齢層も入院する可能性が出てきた。ちなみに改正の過程では、政府側は下限年齢を撤退する案を提案していたが、結局おおむね12歳以上という線で落ち着いた<sup>[16]</sup>。

おおむね12歳以上ということは、義務教育を修了していない少年が矯正施設において処遇される場合があるということだが、このような改正が行われることは、現状の少年司法における考え方が、少年法制定時の理念とかけ離れてしまっているように思えてならない。そもそも少年法の理念から考えると、非行少年に対する処遇は、少年の福祉と教育を増進させることで、犯罪予防ではなく、少年が健やかに育つ環境を提供するという福祉的なもの<sup>[17]</sup>であるはずだ。

確かに、時代背景や環境等は少年法制定当時から大きく変わったといえるであろう。しかし、少年一人一人の状態が少年法制定時と大きく変わったといえるのだろうか。例えば、小学生の凶悪犯罪が増えているということはない。その中で少年院の入院年齢を引き下げることの意味は何なのだろうか。

そこで、まず義務教育の必要がある少年が、どの程度少年院に入院しているのか確認してみると、少年院新入院者のうち530人<sup>[18]</sup>（構成比約15%）が中学在学（義務教育課程）の者である。当然、彼らには確実な義務教育がなされなければならない。この点については、少年法はもとよりわが国も批准している「子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)からも求められている。

もちろん、少年院に義務教育課程中の少年が入院した場合には、教科教育の中で教育がなされており、義務教育が中断されるわけではないであろう。しかし、義務教育課程中の少年を、家庭や学校から引き離して矯正施設の中で生活させ、教育を行うことが少年にとって役立つといえるのだろうか。

いうまでもないことだが、非行や犯罪は許されることでなく、それに伴う何らかの更生のための教育は必要といえる。しかし、それが矯正施設でなければならない必要はない。

この点では「少年非行予防のための国連ガイドライン」(United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (The Riyadh Guidelines))において「青少年の施設措置は、最後の手段であり、最も短い必要な期間に限られ、青少年の最善の利益が最も重視されな

ければならない。この種の公式の介入を認め得る要件は、厳格に定義され、以下の場合にかぎらなければならない。」

(46)<sup>[19]</sup>とされている。さらに、2007年の少年法改正の際の付帯決議（「少年法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」）においても、「低年齢の少年には発達段階に応じた個別処遇が必要であり、14歳未満の少年の少年院送致については、児童自立支援施設との連携を図り、教育・情操に配慮すべきこと」が示されている。

そのような付帯決議等が意味するのは、義務教育課程を行うことは、一定の学業を習得することはもちろんだが、義務教育課程は単に学業だけを習得するものではなく、教員、級友等との交わりを含めた生活の中でこそ学ぶことも多く、そこにこそ教育の意味があるのではないのだろうか。

さらに学校間でもICT教育では格差があるといわれている現状が示されている<sup>[20]</sup>ように、矯正施設においては学校と同等の設備が備えられているとは思えない。

このような点から考えられるのは、少年院への入院年齢を引き下げることには必要性はなく、引き下げることが少年が早い段階で社会復帰に向けた取り組みを行うことを遅らせてしまうことになる。そのため、義務教育課程中の者は少年院に入院させないで、家庭や学校の中で教育が行われるようにすべきである。

また、逮捕され処遇が決まるまでの、いわゆる未決段階の少年については、例えば警察の留置場等に勾留されるならば、一定期間教育が行われないことになる。確かに非行を行った少年自身も学業を行う精神的な状況にはないかもしれない。だからといって、そのような時であったとしても、制度としては教育が受けられる状況でなければならない。そうでなければ義務教育の放棄につながる。そのため、未決段階の少年に対する教育についても中断されない制度の改善が図られるべきであり、その点は法により規定されるべきである。

## 6. 保護観察の状況

2010年に保護観察処分となった少年はおよそ2万5千人<sup>[21]</sup>ほどである。彼らは少年院に入院することなく、保護者などのもとに居住しながら保護観察官等の指導により社会復帰への取り組みを行っている。そのため、非行少年の社会復帰を考えることは、保護観察についても考える必要がある。

表3 保護観察開始時の居住地構成比 数値は%

両親	母親	父親	その他の親族	配偶者	単身	居住宅	更生保護施設	その他
46.1	34.4	8.7	4.2	0.9	2.9	0.6	0.1	2.1

2010年『保護統計年報』86頁より作成

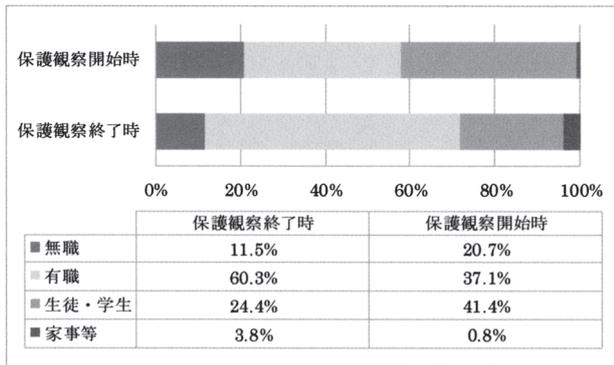
そこで、まず少年が保護観察時に生活の拠点となる居住地を確認してみる。表3が2010年の保護観察開始時の少

年の居住地の構成比である。構成比で見ると両親と同居が半数近くある。この両親との同居は、10年ほど前は6割あったのだが、現在は半数を切っている。代わって増えているのが母親との同居である。その背景には離婚率及びひとり親世帯の増加がある<sup>[22]</sup>。

このように社会の状況が変化している中で、保護観察の体制がついていっているかという点は疑問がある。

保護観察は保護観察官がその担い手となり、少年を社会復帰へと導く。しかし、保護観察官は全国で1,000名程度しかおらず、実際に少年に対応するのは保護司である。

図4 2010年保護観察処分少年の保護観察時の就労等の状況



2010年『保護統計年報』88・122-129頁より作成

では、実際に保護観察処分少年が保護観察終了時にどのような状況になっているのかであるが、図4が保護観察処分少年の保護観察時の就労等の状況である。図2の少年院仮退院者と異なり、生徒・学生の割合が高く、無職の者は保護観察開始時で20%、終了時で11%である。無職の者が11%ということは見方によれば、保護観察処分を受けた多くの少年が社会に復帰しているようにも見える。

しかし、図5で示したように保護観察処分少年の保護観察終了事由別構成比を見ると、再犯、再非行による新たな処分を受けたために保護観察処分が取消された少年は、無職者では49%と有職者や生徒・学生に比べ多い。

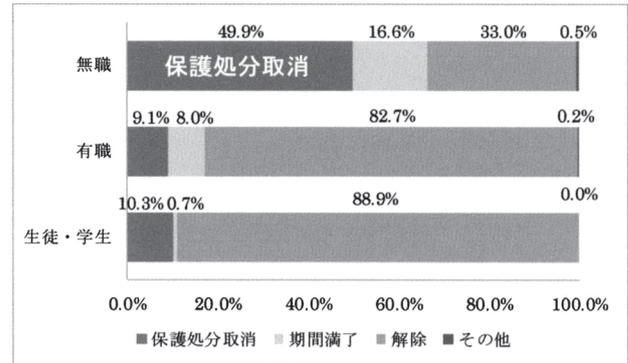
ということは、保護観察処分中の無職少年への対応は困難さも予想され、そのような困難さの比重が高くなれば、保護司への負担はより重くなる。

また、少年の中にはアルバイトを含めた就労経験がない者も多いであろう。その彼らに就労への意識をもってもらうことは容易なことではない。

この点でいうと、筆者は地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という)で就労支援(キャリアカウンセリング)<sup>[23]</sup>をしている。サポステは、例えば、ひきこもり等で社会から離れている若者の自立への支援であり、保護観察処分少年を支援しているのではない。そのため、状況は異なるかもしれないが、何らかの理由で学校を含む社会から一定期間離れている者に対し、就労への意識を含め支援をすることは簡単にはいかないことを、サポステでの支援により筆者は感じている。このような現状からは、保護司にもキャリア教育の知識等も必要になってくると

思われるのだが、すべての保護司にその点を求めることは現状では困難であろう。

図5 保護観察処分少年の保護観察終了事由別構成比



出所：2011年版『犯罪白書』241頁

もちろん、保護司は保護観察官と連携しながら少年への支援を行っている。そこではハローワークやサポステ等との連携をはかりながら支援がなされている場合もあろうが、実際には保護司一人一人の力量のみで対処することも多いであろう。だが、現代社会は複雑で、支援には専門性が求められることが多い。

このように考えると、現状の保護司に頼った保護観察処分という制度が、社会復帰と結びつかない点が非常に増えてきているのではないかという懸念が生じる。他にも、保護観察処分の居住地で母親が増加していることについて考えると、実際の支援対象は少年としても、状況によっては母親に対しても何らかの支援をしていかなければならないことも想定される。仮に母親についての支援をすることになれば、業務の枠を広げることになるため、保護司の業務負担を増やすことになる。だが、非常勤で無給の公務員である保護司が対応するには限界がある。

この点から、保護観察処分にあたる者には篤志家である保護司の支援ではなく、保護観察官の数を増やし、専門機関とより連携を深め、専門の支援員を育成し、少年一人一人の状況に応じて支援を行っていけるように改善をしていくべきである。

なお、この保護観察に関連するものとしては、2007年に更生保護法が成立した。しかし、この法律は社会復帰への援助よりも社会防衛への比重に重点を置き、監視機能の強化<sup>[24]</sup>が重視されている点などから、結局、支援の全般に社会防衛的な点のみが反映されてしまっていると思えてならない。

その点を顕著に示していると考えられるのは、改正された少年法26条の4の「更生保護法(平成19年法律第88号)第67条第2項の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第24条第1項第1号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守せず、同法第67条第1項の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、その保護処分によつては本人の改善及び更生

を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、第24条第1項第2号又は第3号の保護処分をしなければならない。」である。

遵守すべき事項は守る必要があるが、特に少年の場合には、なぜ遵守できないのか、なにか理由があるのかなど、その背景を探る必要がある。こうしたことが、更生への取り組みとして十分に目が向けられなければならないのであるが、実態は施設に戻すという威嚇<sup>[25]</sup>の点のみが重要視されているように見える。

保護観察は、少年と保護観察官・保護司とのあいだの信頼関係を不可欠の支えとすると考えられ、遵守事項違反については少年と保護観察官・保護司が共に向き合うことにより、両者の信頼関係が強固にされてきた<sup>[26]</sup>といわれている。そのため、このような更生保護法における対応は、威嚇作用のみとなり社会復帰への支援に役立たないのではないだろうか。

## 7. 非行少年と被害者との関係

非行少年の社会への復帰を考えることは、非行(加害)少年と被害者が同じ地域で生活していることも多いと考えられるため、被害者の問題も考える必要がある。そこで、非行少年と被害者の問題も考えてみたい。

刑事司法の枠組みの中では、被害者よりも加害者の権利等に目が向いていたと思われる点が多々あったのだが、2004年の犯罪被害者等基本法の制定等に伴い、被害者への支援により目が向けられるようになった。そして2007年の刑事訴訟法改正では、犯罪被害者の裁判への参加等も盛り込まれた。

さらに、少年法の改正により少年審判においても、「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」(少年法22条の4)には被害者の傍聴が認められることになった。これが実際にどのような状況になっているのだが、改正後2008年12月から2009年3月までの状況では、約2割の事件で少年審判への傍聴が認められた<sup>[27]</sup>ようだ。被害者の少年審判への傍聴が認められたということは、少年の健全な育成をさまたげるおそれがないと判断されたと思われるが、実際には「少年の心身の状態を考えれば傍聴不許可とすべきなのに、被害者に配慮して認めたケースもある」<sup>[28]</sup>という斎藤義房弁護士指摘もある。

本来、少年審判は「懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」(少年法22条)のであり、それは非公開で行われる。そのため、被害者の権利という点も考慮に入れる必要はあるが、被害者の権利のみが重視されてしまうと「懇切を旨」とする審判が行われなくなってしまう危険性も考えられる。それゆえ、非公開の審判に被害者が傍聴することにより、少年が委縮すること等は避ける必要があるため、慎重に判断が行われることが求めら

れる。

しかし、少年審判時と異なり、処遇の決まった少年については、健全な育成を図り、社会復帰へ向かうためにも、加害者である非行少年が被害者の視点を認識しかなければならない。そのため、非行少年への被害者の視点を取り入れた教育は不可欠である。

一方、少年院における被害者の視点を取り入れた教育は、多くの働きかけが被害者一般の理解を深めるにとどまり、自分の被害者に手紙を出すなどの直接的交流は例外的にしか行われていない<sup>[29]</sup>とされるように、必ずしも十分とはいえない。被害者の視点を取り入れた教育は、被害者一般の理解だけにとどまらず、少年自身が行った行為や、被害者、被害者の家族の心情などについて、個別具体的に理解を深めていく必要がある。

また、仮に加害少年自身が被害者への謝罪を含めた姿勢を表したとしても、被害者にとっては、その謝罪をなかなか受け入れられない場合もあるかもしれない。となると、一定の時間が必要となり、少年院出院後についても、地域社会の中で被害者への対応を行っていかねばならず、地域社会との密接な連携が求められる。

具体的には、実際に地域社会の中で、少年が被害者と向き合える場の提供などが必要になると考えられる。そのため、制度として修復的司法(Restorative Justice)<sup>[30]</sup>を取り入れるといったことも検討すべきである。

そのような取り組みをつくり、一日でも早く、加害者である少年が、被害者への理解を深め、それを社会が支援することが、少年の社会復帰にとってプラスになるに違いない。

## 8. 障害をもった非行少年の支援

少年院の処遇課程は生活訓練課程(G1、G2、G3)、職業能力開発課程(V1、V2)といったように分類されており、その中に特殊教育課程(H1、H2)や医療措置過程(P1、P2、M1、M2)がある。

そのような処遇を必要とする障害があったり、専門的な治療教育を行う少年に対する社会復帰に向けた支援も考えなければならない。

特殊教育課程は、原則としては知能指数69以下がここに該当してくる。2010年の少年院の新入院者のうち知能指数が69以下の者は新入院者のうち5.4%であり、実際に特殊教育課程で処遇されている少年は5.9%<sup>[31]</sup>である。

この特殊教育課程は、医療少年院を中心に設けられており、彼らはそこで処遇されることになる。その特殊教育課程での基本的な考え方は2つである。

1つは社会生活への適応力を向上させ社会復帰を円滑にするための処遇で、もう1つは非行に至った本人の問題性を改善し再非行させないための処遇<sup>[32]</sup>である。内容としては、コミュニケーション能力を向上させながら社会的スキルを身につけ、必要によっては社会資源(療育手帳の取得を目指す)<sup>[33]</sup>の活用をしながら処遇が行われている。

しかし、この特殊教育課程での処遇も、社会復帰という点では問題がある。

この点で、『アエラ』<sup>[34]</sup>誌に「さまよう知的障害者 医療少年院の『罪』」という記事が掲載されている。それによると、知的障害のあるすでに療育手帳を取得していた少年が医療少年院を20歳の満期で出院した。だが、彼は帰住地も身元引受人もなく、職業も決まっておらず、福祉機関ともつながらないままであったという。

特殊教育課程で処遇された少年の場合には、コミュニケーション等の社会的スキルに乏しいなど、社会に適応していくことに何らかの問題があることも多く、その彼らを帰住地がなく進路も定まっていなかった状態で、少年院の処遇期間満了のため、社会に戻す現行のシステムは果たして妥当といえるのだろうか。

確かに、満期で少年院を出院した少年に対し、強制的に処遇を継続することはできない。しかし、少年が福祉機関等とつながるまで支援を行えるような制度は必要といえるのではないだろうか。

この点少年院は法律上、一定の条件の下で20歳以上であっても収容することは可能である。もちろん、延長することは、少年自身が不利益と感じることになることもあるかもしれない。しかし、帰住地もなくその後の進路も決まっていなかった療育手帳を取得している少年を、20歳という年齢に達したから、それで任務終了で出院させればいいとは思えない。特に、特殊教育課程で処遇される少年の中には、保護者が少年の身元引受人とならず<sup>[35]</sup>、出院後の帰住地を見つけるのに難航するケースもあるようだ。また、療育手帳の取得に時間がかかるために出院後の福祉機関への連携がスムーズにいかないことも起こっている<sup>[36]</sup>。

アエラ誌の記事の少年は、たまたま社会福祉法人とつながることができのだが、少年の中には、社会の中においてどこともつながらず、路頭に迷っている者もいるのではなかろうか。

ちなみに、アエラ誌によればその少年と関わった社会福祉法人の担当者が少年院に連絡し、「なんの受け皿も後ろ盾もないままでは、少年はまた罪を繰り返してしまう」と指摘すると、少年院の職員は「また罪を繰り返して帰ってくるのがオチだろう。でも今度は少年院ではなくて、刑務所にいくことになるかもしれない」と述べたという。この件は、のちに少年院側がアエラ誌の記者にそのようなことはいっていないと否定したようだ。だが、いったかいは別にしても、少なくともそのような状況が作り出されていることは確かではないか。これでは少年院の機能は、定められた一定期間、少年を収容するだけの施設になってしまい、矯正教育を行っているとはいえなくなってしまふ。仮にこのようなことが特殊教育課程で処遇されている者のうちの氷山の一角だとすれば、大きな問題である。

アエラ誌の少年のようなことが起きないためにも、少なくとも、特殊教育課程で処遇されている少年については、処遇初期の段階から、出院後の状況を考えていくべきである。例えば、処遇段階で療育手帳を取得していないが、取

得する必要性が考えられる場合には、早い段階で取得をするための準備を行ったり、帰住地がないことが想定される場合には、帰住地となることが考えられる市町村等の関係機関と事前に十分に協議すべきである。

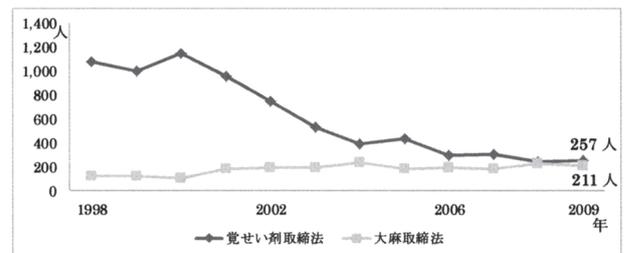
なお、地域での支援ということについては、2009年から地域生活定着支援センター<sup>[37]</sup>が各都道府県に設置され、福祉の支援が必要な施設出所者の支援を行うこととなった。そこでは、情報の共有やケース研究等を含めネットワークの輪を広げていくことが行われているようである<sup>[38]</sup>。もっとも、場所によってはまだ地域生活定着支援センターが未設置の所もあり<sup>[39]</sup>、様々な点で模索しながらの状況もあるようだ。さらに司法あるいは福祉といった面の調整を図りながら、個人の状況も踏まえて調整を行っていくためにも、コーディネータをどのように育成していくのかを含めて問題点は多いと考えられる。

地域生活定着支援センターはまだ動き始めたばかりであるため、十分でない部分もあると思えるが、せっかく生まれた制度であるため、制度のみが一人歩きすることなく、必要な者に対する必要な支援が行われ、アエラ誌に登場したような少年のような事例が再び起こらないようにすべきである。

## 9. 社会復帰に向けた支援プログラム

図6は少年による薬物犯罪<sup>[40]</sup>の家庭裁判所への送致人員である。この図を見る限り送致人員は年々減少していることがわかる。

図6 少年による薬物犯罪の家庭裁判所への送致人員



2010年版『犯罪白書』144頁4-1-2-2図より作成

※警察庁の統計による。

※犯行時に年齢による。

しかし、送致人員は減少しているといっても、薬物犯罪の少年院送致率は他の犯罪と比べて高い。2010年の少年保護事件の終局処理人員の構成比を罪名別でみると、少年院送致は覚せい剤取締法違反では59.1%となっており、傷害・暴行の12%、窃盗の4.7%<sup>[41]</sup>等と比べて高い。そこには、覚せい剤を含めた薬物犯罪は依存症になることもあり、矯正施設での教育が必要と考えられることも要因かもしれない。いずれにしても、少年の薬物依存からの離脱がなされなければ、本人のみならず、社会にとってもマイナス要因となる。

そこで、少年に対する社会復帰に向けた様々な支援プロ

グラムについても考察してみたい。

始めに、薬物犯罪への取り組みであるが、少年院においては、再非行防止教育に向けた取り組みが行われており、そこで薬物使用の防止等が行われているが、その効果については、正直、不透明な部分が多いように感じられる。

例えば『犯罪白書』では、薬物使用防止処遇プログラムがあることは説明されている。しかし、それがどのような機能があり、それを通じてどのような効果が生じているのか、問題点はないのかは見えてこない。

もちろん、そのような処遇プログラムは単に数値を示せばよいものではなく、その判断は一面的であってはならない。しかし、実際の情報の開示等がなされないのであれば、地域社会の中で協力して取り組んでいけるものがあるとしても、取り組みがなされかもしれない。そのようなことになれば、少年の社会復帰を遅らせることにもなる。もし、社会復帰が遅れ、少年が自分の居場所を探す中で、昔の仲間と合流して再び薬物に手を染めることにでもなれば、処遇プログラムがいきてこないことになる。

そのため、処遇プログラムの実施においては、市民が詳しい状況を把握でき、地域社会においても、処遇プログラムをいかせるようにすべきである。

なお、保護処分少年や少年院仮退院の少年に対しては保護観察の終了とともに処遇プログラムへの参加も終了することになると思えるが、特に薬物の防止に関しては、医学的な視点も踏まえ薬物依存からの離脱が困難な場合には、できる限り支援を続けられる体制をつくるべきであり、場合によっては強制参加も考える必要がある。

支援プログラムを考える場合、処遇困難少年に対する支援プログラムも考える必要がある。処遇困難少年とは、自殺、自傷、職員暴行、設備破壊など重度の問題行動を数か月という長期にわたり繰り返す者<sup>[42]</sup>である。このような状態は当人のみならず他の少年に及ぼす影響も大きい。

だが、少年院在院中において問題行動があれば、院内で措置をとり、もし沈静化し、一定のコミュニケーションが可能になった回復期の場合には、少しずつ教育的な介入を再開していくこともできる。その意味では、少年院在院中は、日々彼らの処遇に目が向けられ、社会復帰を目指した処遇が行われており、処遇困難な少年の矯正教育につながっていくと思える。

しかし、問題は出院後である。少年院在院中に処遇困難である者が、社会に戻って、直ちに通常ベースの生活レベルを要求することや課題への取り組みを期待することは難しい<sup>[43]</sup>。そうなれば、スムーズな社会復帰へとつながっていかない。

そのため、少年院における処遇困難少年の場合には、少年の状況を把握しながら、社会復帰への過程の中でNPO等の外部機関との連携を図りながら、少年がスムーズに社会に戻れる方向性を考える必要がある。

## 10. その他支援の必要性が高いと思われる少年への支援

最後に、他にも支援が必要な少年について考えてみたい。

まず、検討するのは、外国人の非行少年についてである。図7は、2010年における外国人の少年院入院者の国籍別構成比である。少年らがどのような理由でわが国に居るのかは様々であろうが、どのような理由があるにしろ、非行を行ったために矯正施設で過ごすことになったことは確かである。

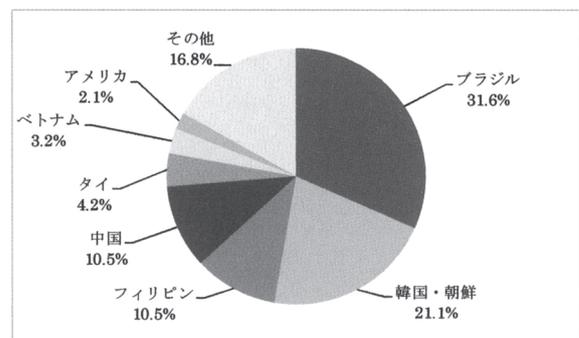
しかし、外国人非行少年の場合には、出院後に母国に帰る者もあり、必ずしも日本人の少年と同じ処遇を行うことが適切とは思えない者もいる。

処遇分類のG2は、そのような日本人と異なる処遇を必要とする者のために1993年に設けられたものである。ここでは、①基本的な生活習慣についての指導、②日本語学習指導、③母国語及び母国の情報に接する機会を確保するため、母国語の図書、新聞の提供、④外国人の篤志面接委員を委託して定期的な面談指導<sup>[44]</sup>等が行われている。

しかし、G2分類が設けられても、少年院出院後にわが国からの退去強制がなされる少年等の処遇は、「少年院での生活の意義を見いだせず、指導が浸透しにくい」<sup>[45]</sup>といった課題があるなど、簡単にはいかない。

また、出院後もわが国で居住するならば、地域社会の中に溶け込んでいけるのかということも問題として考えられる。この点では、同胞のコミュニティの手助けが必要となるため、関係各国の機関と連携を深めるなど、出院に向けた支援は、手厚くなされることが求められる。

図7 2010年 外国人の少年院入院者の国籍別構成比



出所：2011年版『犯罪白書』136頁

※ 矯正統計年報による

※ 「中国」は、香港及び台湾を含む。

その他にも支援が必要と思える少年としては、刑務所出所者の少年もここに入るであろう。前述したように少年刑務所への入所者は人数としてはさほど多いとはいえない。

しかし、少年刑務所に入所するということは、少年院等における保護処分とは違い自由刑の執行<sup>[46]</sup>となるため、少年院における矯正教育とは異なる処遇が行われる<sup>[47]</sup>。

そこでは、自由刑の執行が主となるため、少年院のような個別的処遇計画を策定し、個人の特性に応じた処遇が考

えられることは難しくなる。そのため、少年刑務所の方が、少年院と比較すると社会復帰に向けて困難な点が多いと思える。

そこで、少年刑務所を出所する少年に対しては、少年刑務所に社会福祉士やキャリアカウンセラー等を配置し—現状配置しているとしても、例えば非常勤等でなく、常勤で人数も複数人等—、個別的で具体的な、少年の必要に応じた支援ができるように整備をすべきである。

## 11. おわりに

少年院出院者に対する社会復帰への支援は、東京都では、東京都青少年問題協議会が「少年院等を出た子供たちの立ち直りを、地域で支援するための方策について」<sup>[48]</sup>（以下「協議会答申」という）の答申を出している。それを受ける形で立ち直りのための支援を行っており、NPO 法人日本子どもソーシャルワーク協会に委託して、青少年立ち直り支援センターびあすば<sup>[49]</sup>を開設するなどしている。

協議会答申がなぜ出されたかということについては、協議会答申の中で示されているように、少年の更生が少年院だけで完結させられるものではない（1頁）というように考えられるようになったことが大きな要因と思える。

他にも、少年矯正を考えることについては、少年院自体の問題からも広がってきている。それが 2009 年に発覚した、広島少年院における多数の収容少年に対する暴行虐待事件である<sup>[50]</sup>。そのような事件を受け、法務省は、「少年矯正の在り方を考える有識者会議」を設け検討を行い、2010 年 12 月に「少年矯正を考える有識者会議提言—社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ—」（以下「提言」という）<sup>[51]</sup>を公表した。

「提言」では、「少年院・少年鑑別所から再び社会に戻っていく少年たちが再非行をせず、本来持っている能力を発揮できるようになるために、また、そこに勤務する職員が先に触れた心構えや人権感覚を身に付け、少年たちの円滑な社会復帰に向けて適正で有効な処遇を実施するために、今の時代において、どのような条件整備が必要とされているのであろうか。」（2頁）ということを示している。

これは、少年法が制定された当初から比べ、改善していかなければならない多くの問題が生じているにもかかわらず、対応できていない点があるからではないのか。その意味では、現状とかけ離れた矯正教育というものがあり、それが歪を生みだし広島における事件につながったといえよう。

いうまでもないことだが、少年院の法務教官は日々少年と向かい会うなかで、少年の更生を考えているに違いない。

しかし、処遇困難な少年も増えている中で、どう矯正教育を行い、更生させ、社会に戻すかということは今日において非常に難しい問題になっている。

また、社会に戻すとしても、より配慮が必要な場合も増えてきている。昨年 9 月に札幌市で 16 歳の無職少女が逮捕されたという報道<sup>[52]</sup>がされた。少女は母親に小学校 6 年頃から売春を命じられ、さらに覚せい剤の使用も勧めら

れ使用したという。このケースのような場合、少女を母親のもとに戻すことは、再び同じ構図を描くことになりかねない。さらに、仮にこの少女が少年院に入院した場合、身内が母親だけで、仮退院の引受人が見つからずに仮退院が遅れるようなことがあれば、本人にとってマイナスになるだけではないだろうか。そのため、少年の社会復帰支援のためには、保護者への支援を含め、少年が安心して社会に戻れる環境を作り出さねばならない。

しかし、わが国の矯正教育を含めた刑事政策については、国内外から多くの指摘がなされたとしても、「日本型行刑」という言葉がいまでも生き続けているように、事件が起きない限り政府や行政は耳を傾けず改善されることはない。一例をあげれば、約 100 年ぶりに全面的に改正された監獄法も、名古屋刑務所事件<sup>[53]</sup>があったからようやく改正されたといえる。少年院法についても広島少年院の事件を受けてようやく腰が上がったのである。

だが残念ながら、監獄法が改正され刑事収容施設法が施行されたとしても、以前の監獄法よりも悪くなっているとの指摘<sup>[54]</sup>もあるように、法律が改正されただけでは問題は解決しない。

「提言」では、「ギリシャの哲人ソクラテスは、プラトンの著書『メノン』の中で、『若者に徳を教えることができるか』という難問について議論を展開し、『人は靴造りや音楽や武術を教えることはできても、子どもを立派な人間に育てられるとは限らない。そもそも徳とは何であるのか、だれも知らない。だからこそ、徳を教えられたいと思いついでいる大人こそが、徳とは何かを探求し続けねばならない』と説いている。これは、人を教養育むという営みの持つ逆説的な性格を示すものでもあり、少年矯正に携わる職員にとって、謙虚に受け止めるべき大切な心構えであると思われる。そのような心構えに裏打ちされた職員の態度や行動は、少年たちが自尊感情を高めるとともに、周囲を思いやる気持ちを深め、被害者等に真しに対応していくことができるようになるために不可欠のものである。」<sup>[55]</sup>と示している。

そこには、少年矯正に携わる者だけでなく地域を含めたすべての大人や地域社会の少年への対応が、少年の社会復帰にとって大きな意味をもって示されている。

人は残念ながら過ちを起こす。特に少年は成長発達期であり、道を踏み外してしまうこともあろう。そのような少年に対し、救いの手を指しのばさず、排除しようとする姿勢では、決して問題の解決にはならない。

そのため、私たちの社会がなさなければならないことは、社会から排除されている、あるいは排除されそうになっているすべての少年に対し、そのような排除社会からの転換を図ること、そこにこそ、多くの市民が安心して生活できる社会の基盤になるといえよう。

少年の社会復帰を考えることは、現代社会が抱えているそのような排除社会からの転換を考える重要な要因であり、私たちはそのような視点に立ちながら、これまで以上に少年の社会復帰に向け取り組んでいかなければなら

い。

### 【参考文献】

- [1] 日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』(2009年)現代人文社
- [2] 守山正・後藤弘子編『ピキナーズ少年法(第2版補訂版)』(2009年)成文堂。
- [3] 毛利甚八『少年院のかたち』(2008年)現代人文社
- [4] 刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ 犯罪をした人の社会復帰のために』(2007年)現代人文社
- [5] ジョン・ヤング(青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・澤村真保呂 訳)『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』(2007年)洛北出版
- [16] 改正の過程で、「5歳の幼児が重大事件を起こした場合は少年院に送るのか」という点について、長勢法相(当時)は「ありえないとは断定できない」と発言し、それをきつかに、何らかの線引きを求める声があがった(朝日新聞2007年4月14日)とされている。
- [17] 村井敏邦「少年法の原点」団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治編『「改正」少年法を批判する』65頁(日本評論社)2000年。
- [18] 2010年『矯正統計年報Ⅱ』162頁。
- [19] 訳については、日本弁護士連合会編『子どもの権利ガイドブック』615頁(2006年)明石書店を参照した。
- [20] 朝日新聞2011年12月31日。
- [21] 2010年『司法統計年報4少年編』10頁。
- [22] 2011年版前掲白書201頁。
- [23] サポステは、2011年度は、全国に100か所以上設置されている。サポステについては、<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/01/03.html> 参照。
- [24] 土井政和「更生保護制度改革の動向と課題 有識者提言と更生保護法案を中心に」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』2頁(2007年)現代人文社。
- [25] 佐々木光明「非行少年の処遇と更生保護制度」刑事立法研究会編前掲書245頁。
- [26] 葛野尋之「被害者傍聴は少年審判を変質させたか」法学セミナー657号3頁。
- [27] 日本経済新聞2009年3月30日夕刊。
- [28] 前掲日本経済新聞。
- [29] 後藤弘子「少年事件と被害者」守山正・後藤弘子編『ピキナーズ少年法(第2版補訂版)』104頁(2009年)成文堂。
- [30] 修復的司法とは、刑罰のみならず加害者と被害者の対話により解決を目指すものである。この点については、西村春夫監修、現代犯罪学研究会編『手にとるように犯罪学がわかる本』142-143頁(2003年)かんき出版、高橋則夫『修復的司法の探求』(2003年)成文堂等参照。
- [31] 2010年前掲矯正統計年報Ⅱ164-165頁。なお、知能指数69以下の者がすべて特殊教育課程とはなるわけではなく、犯罪傾向が進んでいたり、粗暴傾向が著しいような場合には他の課程において処遇される場合もある(後藤信之「知的障害を有する少年に対する少年院の処遇について」『罪と罰』46巻3号19頁)。また、同統計では、知能指数70~79の者が451人いることからすれば、いわゆるボーダであると考えられる者も多くいるのであり、きめ細かな対応が必要となる。
- [32] 後藤信之前掲書23頁。
- [33] 後藤信之前掲書23頁。
- [34] 『アエラ』2009年4月6日号40-41頁。
- [35] その理由として、少年の非行に保護者が疲労、保護者が離婚して新たな家庭をもった、虐待などから少年と保護者の関係がこじれているといった理由がある(後藤信之前掲書26頁)といわれている。
- [36] 田中徹「発達障害者等精神的問題を有する少年に対する処遇—運用の実情と課題—」『犯罪と非行』153号78-79頁。
- [37] 地域生活定着支援センターは「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」により、高齢や障害等で自

### 【註】

- [1] 神戸連続児童殺傷事件(1997年)や佐世保小学生女児殺害事件(2004年)等。
- [2] 2011年版『犯罪白書』208頁。
- [3] 2011年版前掲白書96頁。
- [4] 2011年版前掲白書96頁。
- [5] 矯正施設には少年鑑別所も含まれ(法務省設置法8条)、2010年では1万3,639人(2011年版前掲白書96頁)が少年鑑別所に送致されているが、少年鑑別所は家庭裁判所の観護措置がなされた少年審判前の少年を収容する施設であるため、本稿では考察の対象からは省く。
- [6] 2007版『犯罪白書』235頁、2011年版前掲白書200頁等。
- [7] 2011年版前掲白書112頁。
- [8] 澤田豊「少年院とはどういうところか」特定非営利活動法人セカンドチャンス編『セカンドチャンス!—人生が変わった少年院出院者たち』208-209頁(2011年)新科学出版社。
- [9] 2011年版前掲白書112頁。内訳を見ると、主なものとしては、小型車両系検査機械運転、ガス溶接技能講習、ワープロ検定などとなっている。
- [10] 久保貴「少年の就労支援について—総合的就労支援対策を中心として—」『更生保護』58巻10号7-8頁。
- [11] 2011年版前掲白書290頁。
- [12] 2008年の状況では、建設業が51%であり、その他には製造業が14%等となっている。法務省保護局更生保護振興課「刑務所出所者等に対する就労支援」『更生保護』2009年5月号11頁。
- [13] 成人の刑事施設からの社会復帰の問題点については、拙稿「刑務所(刑事施設)出所者の社会復帰のための支援」『貧困研究』4号118頁以下等参照。
- [14] 総合的就労支援対策が開始される以前の2005年の少年院仮退院者の仮退院時の状況は、有職20%、無職70%(2006年版『犯罪白書』179頁)で、対策が開始された後と数値的には変化が表れているとはいえない。
- [15] 2011年『警察白書』104-105頁。

立が困難な矯正施設出所者の支援のために設置されている。

- [38] ケース研究やその取り組みについては、天野文行「少年矯正と社会福祉との連携の現状と課題—京都医療少年院における社会福祉との連携状況について」『犯罪と非行』167号90頁以下等参照。
- [39] 地域生活定着支援センターの設置状況は、早稲田大学石川研究室（2010年9月作成）の資料を参照した。なお、本資料は第37回日本犯罪社会学会において配布されたものである。
- [40] 薬物犯罪とは、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に該当する犯罪である。
- [41] 2011年版前掲白書222頁。
- [42] 伊藤真名世「少年院における処遇困難な少年の処遇」『刑政』121巻5号30頁。
- [43] 伊藤前掲書33頁。
- [44] 2005年版『犯罪白書』296頁。
- [45] 2005年版前掲白書296頁。
- [46] 裁判員制度が導入されたことにより、少年の量刑にも影響があるのではないだろうか。最高裁が調査したところ被告が少年の場合、裁判官の9割は刑を軽くするが、市民の3割近くは重くする要因と回答したとのことだ（朝日新聞2011年8月4日）。だが、少年の場合には刑を重くすれば問題が解決するとは思えない。また、裁判員制度では裁判は連日開催されるが、日弁連子どもの権利委員会事務局次長の村中貴之弁護士は、「これまで少年裁判は一定の時間をかけ少年の変化を見守ってきたが、連日法定を開く裁判員制度では難しい場合もある」（同朝日新聞）と指摘している。このように、被告が少年の場合には、裁判員制度はなじまないと考える。なお、この点では、子どもの権利条約において、わが国の報告書を審理した国連の子どもの権利委員会による最終見解（CRC/C/JPN/CO/3 2010年6月10日）でも、裁判員制度が少年の裁判の支障となっていることが示されている。
- [47] 2000年の少年法改正により、15歳未満の少年についても刑の執行が可能になったが、その場合には少年院において収容され、そこでは矯正教育が行われる。
- [48] [http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/09\\_singi/09\\_p24.pdf](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/09_singi/09_p24.pdf)
- [49] [http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/17\\_piasupo.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/17_piasupo.html)
- [50] 2009年4月17日読売新聞等。
- [51] <http://www.moj.go.jp/content/000058922.pdf>
- [52] 読売新聞2011年9月20日夕刊。
- [53] 名古屋刑務所事件については、『法学セミナー』583号の特集「名古屋刑務所事件と受刑者の人権」等参照。
- [54] 菊田幸一「新法（刑事収容法）における処遇の実際と問題点—制定5年後の見直しに向けて—」『NCCD』39号1頁以下等。
- [55] 提言1-2頁。